

騒音規制法施行令及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 騒音規制法に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を処理する市町村の長として、**適当と認められる市の長を追加すること。**

二 大気汚染防止法に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を処理する市の長として、**越谷市の長を追加すること。**

三 この政令は、平成十三年四月一日から施行すること。